

平成 18 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社タカトリ
代 表 者 名 代表取締役社長 駒井 幸三
(コード番号 6338 大証二部)
問 合 せ 先 執行役員管理本部長
大西 正純
(TEL 0744-24-8580)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 11 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 12 月 22 日（金）開催予定の第 50 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 条）が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 当会社に設置する機関を定めるため、変更案第 4 条（機関）を新設するものであります。
 - ② 株券を発行する旨を定めるため、変更案第 7 条（株券の発行）を新設するものであります。
 - ③ 単元未満株式を有する株主の権利を明確にするため、変更案第 10 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
 - ④ 株主総会参考書類等についてインターネット開示をもって株主の皆様提供したもののみならず対応が可能となるよう、変更案第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
 - ⑤ 株主総会における代理人による議決権行使に関し、代理人の人数を 1 名に制限するため、現行定款第 14 条（議決権の代理行使）について所要の変更を行うものであります。
 - ⑥ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会の決議事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意し、監査役が異議を述べないときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなすことが可能となるよう、変更案第 24 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

- ⑦ 取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮することができ、また、社外取締役及び社外監査役として優位な人材を招聘しやすい環境を整備するため、善意で、かつ重大な過失なくして取締役または監査役に責任が生じた場合に、法令の限度額の範囲内で取締役会の決議により、その責任を免除できる旨の規定を、また、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を、それぞれ変更案第 25 条（取締役の責任免除）及び変更案第 31 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、変更案第 25 条の新設に関しては、監査役全員一致による同意を得ております。
- ⑧ その他、会社法が施行されたことに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 12 月 22 日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成 18 年 12 月 22 日（金曜日）

以上

[別紙]

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社タカトリと称し、英文では <i>Takatori Corporation</i> と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電子部品の製造機器およびその附属機器の製造・販売</p> <p>(2) 繊維機械およびその附属機械の製造・販売</p> <p>(3) 電子部品および材料の製造・販売</p> <p>(4) 前各号に関する保守および修理ならびに付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を奈良県橿原市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、<u>電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、<u>事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、1,200万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法211条ノ3第1項第2号の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、100株とする。</u></p> <p>(2)当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>(2)<u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>(3)当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、質権の登録、信託財産の表示、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび株券の交付等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1,200万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>(2)当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1)<u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2)<u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3)<u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>(2)<u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(3)当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第9条</u> 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、質権の登録、信託財産の表示、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、株券の交付等株式に関する請求の手續きおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>(基準日)</u></p> <p><u>第10条</u> 当社は<u>毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>(2) 前項その他定款に別段の定めある場合を除き、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第11条</u> 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p><u>第12条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>(2) 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第12条</u> 当社の<u>株式に関する手續きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第13条</u> 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p><u>第14条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年9月30日とする。</u></p> <p>(株主総会の議長)</p> <p><u>第15条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(2) <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>(2) 前項の株主または代理人は、代理権を<u>証する書面</u>を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第15条</u> 当会社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p><u>第16条</u> (新設)</p> <p><u>当会社の取締役は、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(2) <u>当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条</u> 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第17条</u> (現行どおり)</p> <p>(2) <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>(2) 前項の株主または代理人は、代理権を<u>証明する書面</u>を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第19条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p><u>第20条</u> 当会社の取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>(2) <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(3) <u>当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p><u>第17条</u> 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(取締役会)</p> <p><u>第18条</u> 当社の取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>(2) 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(3) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第19条</u> 当社は、取締役会の決議により、取締役の中から、取締役社長1名を<u>選任</u>し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>(2) 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続き)</p> <p><u>第22条</u> (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第23条</u> 当社は、取締役会の決議により、取締役の中から、取締役社長1名を<u>選定</u>し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第24条</u> 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第20条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第21条 (新設)</p> <p style="text-align: center;"><u>当社の監査役は、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第22条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(監査役会の招集手続き)</p> <p>第23条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</p> <p>(2) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに<u>これを発するものとする</u>。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>(2) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第27条 <u>当社の監査役は、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>(2) <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集手続き)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(2) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第24条 監査役は、<u>その互選により常勤監査役を1名以上おこななければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 常勤の監査役は、<u>監査役会の決議をもって選定する。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>(2) 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p>
<p>(営業年度)</p> <p>第25条 当社の<u>営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期日とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第26条 当社の<u>利益配当金は、毎決算期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第27条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(「中間配当」という)をすることができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第28条 配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、<u>当社は支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第32条 当社の<u>事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</u></p> <p>(期末配当の基準日)</p> <p>第33条 当社の<u>剰余金の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第34条 当社は、<u>取締役会の決議をもって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第35条 配当財産が金銭である場合は、<u>その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(2) <u>前項の金銭には利息を付けない。</u></p>